

UBSグローバルDX株式ファンド(予想分配金提示型)

追加型投信／内外／株式



第54期決算のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

『UBSグローバルDX株式ファンド(予想分配金提示型)』は、2025年5月15日に決算を迎えました。当期につきましては、下記のとおり収益分配金の金額を決定しましたので、お知らせいたします。

収益分配金
(1万口当たり)

100円(税引前)

■ 決算日 : 2025年5月15日

(計算期間: 2025年4月16日 ~ 2025年5月15日)

■ 設定来分配金累計 : 7,000 円

■ 分配落ち後基準価額(5/15 現在) : 10,633円

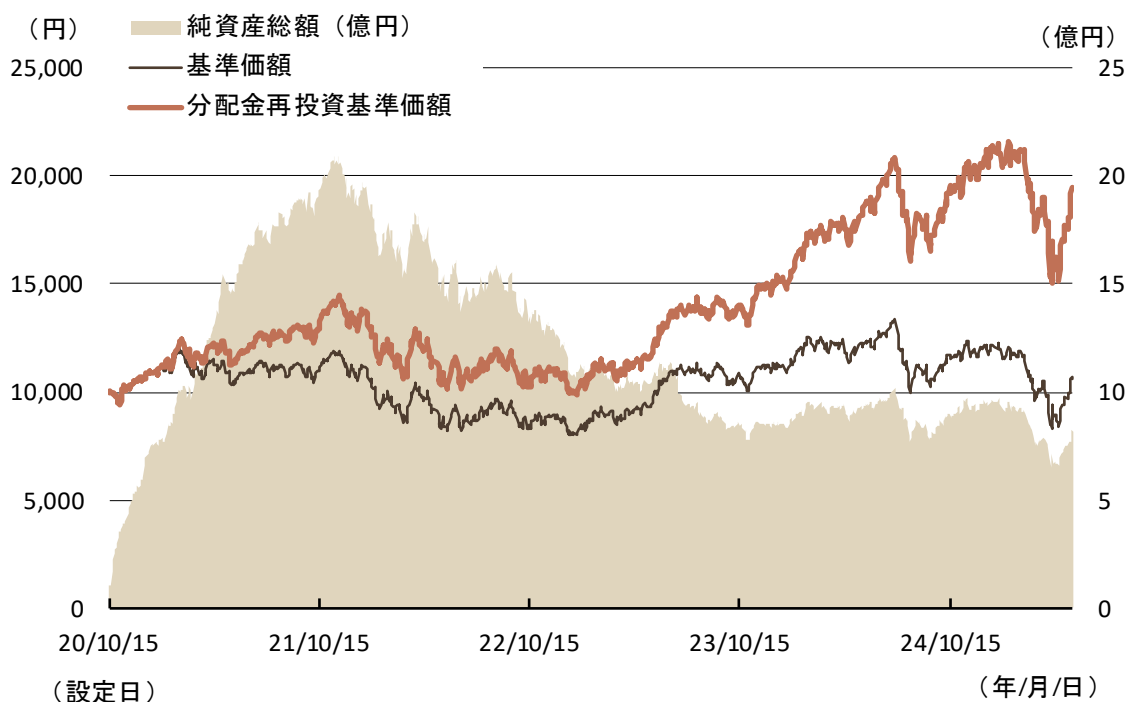
■ 純資産総額(同上) : 約8.2億円

※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 基準価額(分配金再投資)の推移(設定日～2025年5月15日)



ファンドの特色

1

世界の上場株式の中から、デジタル・トランスフォーメーション(DX)により飛躍的な成長を遂げることが期待される企業に実質的に投資します。

- 幅広い産業において、デジタル技術を活用することで、飛躍的な成長を遂げることが期待される企業に投資します。
- 銘柄選択においては、DXの恩恵を受ける企業を異なる成長ステージに分散しながら投資を行います。

2

富裕層向けビジネスで世界最大規模のUBSグローバル・ウェルス・マネジメントとUBSアセット・マネジメントとの協業により、ベスト・アイデア・ポートフォリオを構築します。

3

年1回決算を行う「資産成長型」と年12回決算を行う「予想分配金提示型」の2つのファンドからお選びいただけます。

- 決算頻度と分配方針の異なる2つのファンド

[資産成長型]

毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)に、原則として分配方針に基づき、分配を行います。

[予想分配金提示型]

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に、原則として分配方針に基づいて基準価額水準に応じた分配を目指します。

- 原則として、各ファンドの収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

※各ファンドの分配方針の詳細は、後記「分配方針」をご覧ください。販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いになる場合があります。

分配方針

[資産成長型]

毎決算時(毎年10月15日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。))および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。))等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[予想分配金提示型]

毎決算時(毎月15日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。))および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。))等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、原則として、上記の分配対象額の範囲内で、以下の方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。また、計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額※が急激に変動した場合等には、下記の分配を行わないことがあります。

※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

計算期末の前営業日の基準価額	分配金(1万口当たり、税引き前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

(注1) 基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

(注2) 分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

- ③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

※販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いになる場合があります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

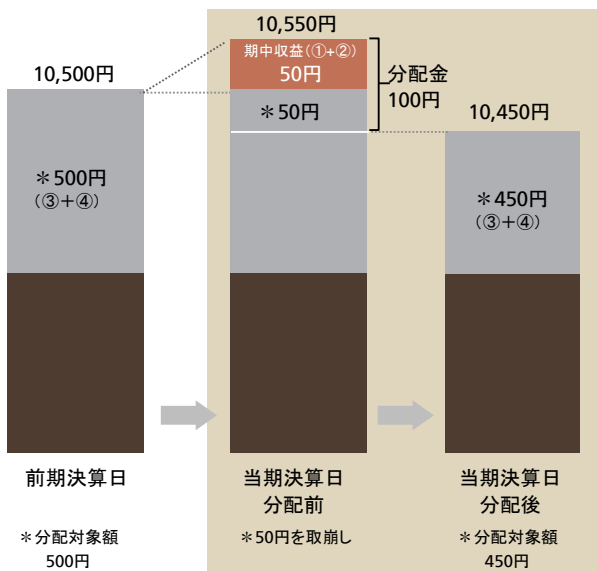
- ◎ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



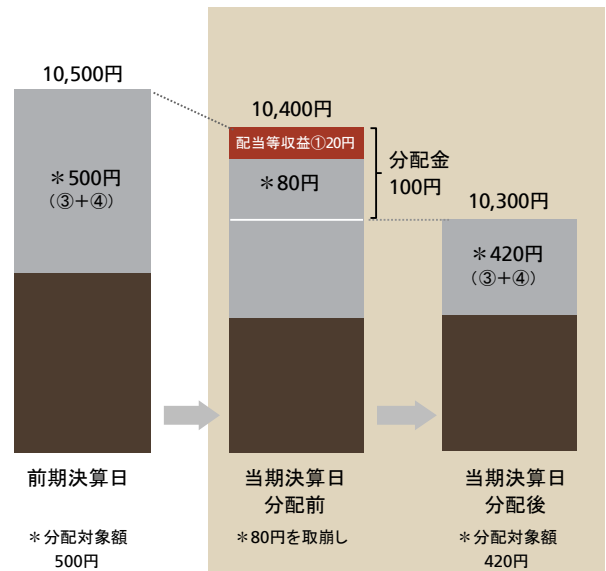
- ◎ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

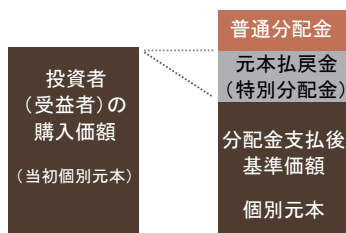


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

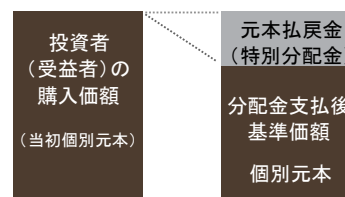
- ◎ 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分には非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

ファンドの主なリスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。新興国の株式は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります、基準価額に影響を与える要因になります。

■カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。なお、当ファンドが実質的に投資を行う新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクおよび留意点があります。

■為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

■クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

■流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.3%(税抜3.0%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に年率1.903%(税抜年率1.73%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) 委託会社 0.85% 委託した資金の運用の対価 販売会社 0.85% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期末または信託終了のとき([資産成長型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のとき([資産成長型]においては、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)ファンドから支払われる主な費用 監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等 実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用 売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
換金単位	販売会社が独自に定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくは香港証券取引所の休業日、またはロンドンの銀行もしくは、ニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付は行いません。
信託期間	無期限(2020年10月15日設定)
繰上償還	各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後(2021年10月15日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[資産成長型] 原則として毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日) [予想分配金提示型] 原則として毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	[資産成長型] 年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能) [予想分配金提示型] 毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 「UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)」は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 「UBSグローバルDX株式ファンド(予想分配金提示型)」は、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会			
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社			
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー(マザーファンドの運用の指図)			
販売会社				
商号等		加入協会		
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会
				一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
播陽証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第29号	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
松井証券株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社、 株式会社SBI証券)*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○	○	
三菱UFJ eスマート証券 株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○		

*松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社、株式会社SBI証券)、三菱UFJ eスマート証券株式会社、および株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)は、「UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)」のみのお取扱いです。

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料で使用している指数等に係る知的所有権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2025. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。